

最高裁秘書第2517号

令和7年7月28日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

4月23日付け（同月25日受付、第070051号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

- (1) 第77期司法修習生について、罷免事由別に司法修習生を罷免された人の数
が分かる文書
- (2) 第77期司法修習生のうち、戒告処分を受けた人の数が分かる文書
- (3) 第77期司法修習生のうち、修習の停止処分を受けた人の数が分かる文書
- (4) 第77期判事補志望者に対して実施した、最高裁判所の面接選考に関する文
書（実施日時、実施場所、実施方法、面接担当者の肩書及び氏名等が書いてあ
る文書をいうものの、これに限られない。ただし、判事補志望者に送付した文
書は除く。）

2 開示しないこととした理由

1の(1)から(4)までの各文書は、いずれも作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載
された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対
して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）